

令和8年度障害者文化芸術活動支援事業に係る企画提案募集要領

1 委託業務名

令和8年度障害者文化芸術活動支援事業

2 業務の目的

文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、多様な価値観や視点があることに気づかされ、それらを認め合うことの大切さを教えてくれるものである。障害者及びその家族、ならびに福祉事業所等芸術文化活動を行う者を福祉的、文化的に支援し自己実現、共生社会の実現に貢献することを目的とする。

3 業務の内容

別紙の「令和8年度障害者文化芸術支援事業に係る業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5 委託上限額

1,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は予算の上限であって契約額ではないので留意すること。

なお、限度額を超えたものは失格とする。

6 企画提案公募参加資格

参加者は、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有し、石川県内に事務所又は事業所を有する団体であること。
- (2) 本件委託予定事業に類似する障害のある人の芸術活動の支援に係る活動実績があり、障害及び障害のある人を正しく理解し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 次の事項にいずれも該当しないこと
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 石川県から指名停止の措置を受けている者
 - ③ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っている者
 - ⑤ 役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行う者
 - ⑥ 政治団体
 - ⑦ 宗教団体

7 応募書類

(1) 応募申込書（様式1）

(2) 企画提案書（任意様式）

- ① 表紙には、タイトルとして「障害者文化芸術活動支援事業業務委託」と記載し、提出年月日、提案事業者の名称・所在地・代表者を記載すること。
- ② 提案内容については、「障害者文化芸術活動支援事業に係る企画提案募集要領」及び「障害者文化芸術支援事業業務委託評価基準」を参考に、委託業務をどのように方針や手法で展開し、実施運営していくのかについて、図表等を用いて分かりやすく記載すること。
- ③ 次に掲げる事項を必ず盛り込むこと。

ア 「センター」の設置

- ・センターの名称
- ・センターの所在地

イ 「センター」の運営

- ・障害者の文化芸術活動に関する相談支援について
- ・関係者のネットワークづくりについて
- ・障害者の文化芸術活動に関心がある事業所を対象とした研修会の開催について
- ・情報収集・発信・啓発方法について
- ・障害者の文化芸術活動を発表する展示会の開催（機会の創出）について
- ・その他障害者の文化芸術活動促進のために必要なことについて

ウ 事業のスケジュール

エ 事業実施の人員体制

オ 応募者の持つ強み、障害のある人の芸術活動の支援実績

(3) 所要額内訳書（様式3）

5の金額の範囲内で作成すること。

(4) その他、提案の内容を補足する書類（任意様式）

提出は任意とする。

提案内容を補足する資料があれば提出すること。

(5) 添付書類

ア 定款

イ 最新の決算書（1年分）

ウ 役員名簿

エ パンフレット等法人の概要が分かるもの

(6) 留意事項

- ① 提出できる企画提案書は1案とする。
- ② 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ③ 一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

- ④ 企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ⑤ 提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。

8 応募の手続き及び選考方法

(1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県健康福祉部障害保健福祉課 地域生活支援グループ
電話：076-225-1459
E-mail：shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp

(2) 応募の手続き

① 募集要項の配布

ア 日 時 令和8年2月13日（金）から令和8年2月27日（金）正午まで
イ 場 所 石川県健康福祉部障害保健福祉課
石川県障害保健福祉課ホームページからダウンロードすることも可能。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/soyugaisyaa-topuropo.html>

② 応募に関する質問

ア 受付期間

令和8年2月13日（金）から令和8年2月26日（木）15時まで

イ 提出先及び提出方法

質問書（様式2）を8（1）の担当課（問い合わせ先及び応募書類の提出先）
あてにメールにより提出し、送付後必ず電話で着信確認を行うこと。

件名は、「障害者文化芸術活動支援事業業務委託募集への質問」とすること。

※口頭による質問は一切受け付けないものとする。

ウ 回答方法

質問ごとに隨時、質問者に対し、回答する。

なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できない。

③ 応募書類の受付

ア 提出期限

令和8年2月27日（金）17時必着

イ 提出方法

直接持参又は郵送すること。

持参する場合は、平日の9時から17時の間とすること。

郵送する場合は、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。

なお、封筒に「障害者文化芸術活動支援事業業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数

正本1部、副本4部（副本は正本の複写可）

9 委託業者の選定

（1）選定方法

- ① 審査会において下記（2）の評価基準に基づいて審査を行い、予算の範囲内において優れた提案をした1者を受託候補者として選定するものとする。
- ② 審査にあたっては、書類審査を実施する。

（2）評価基準

別表のとおり

（3）審査結果の通知

審査対象となった提案の応募者全員に審査結果を書面で通知する。

なお、審査内容及び採点、選考結果に係る質問や異議は一切認めない。

10 契約の締結

（1）石川県は、審査会が最も優れた提案を行った者であるとした者と本件業務委託について、別途改めて内容を協議した上で契約を締結する。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。

なお、採択された事業計画・事業提案は、石川県との協議により修正・変更を行う場合がある。

（2）上記9により最優秀提案者として選定されたものが、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行った上で契約を締結することができる。

（3）契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

11 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- （1）提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- （2）受託者に重大な瑕疵がある場合
- （3）業務遂行の意思が認められない場合
- （4）業務遂行能力が無いと認められた場合

12 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に事務局に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他

委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

1.3 その他の留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、次の点に留意すること。
 - ① 関係書類の整備、保管を確實に実施すること。
 - ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類
 - ・労働者名簿、出納簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類
 - ② 事業の実施状況や実績について、県の検査対象となること。
- (2) 企画提案等は、本事業の目的に沿うように留意すること。
- (3) 企画提案等は実施可能なものとし、原則として応募者側で管理運営すること。
- (4) 本事業は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施に当たっては、委託者と協議して実施内容を決定する。
- (5) 委託先候補者選定後、協議の上、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は契約限度額の範囲内で修正をする場合がある。
- (6) 提出された応募書類は返却しない。